

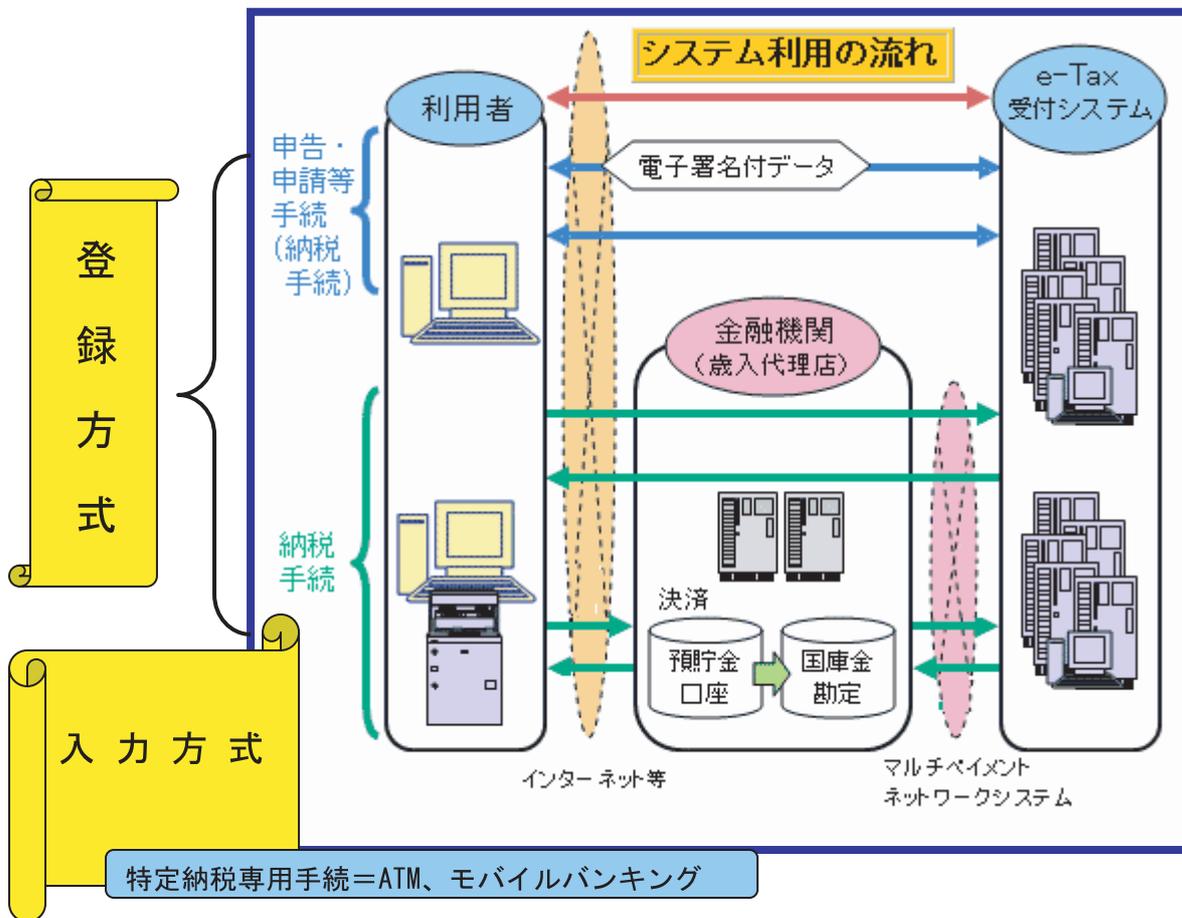
# 第8章 電子納税

## 1 電子納税の概要（基本的事項）

電子納税は、自宅に居ながらして国税の納付手続が可能ですが、領収証書は発行されません。電子納税には次の「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

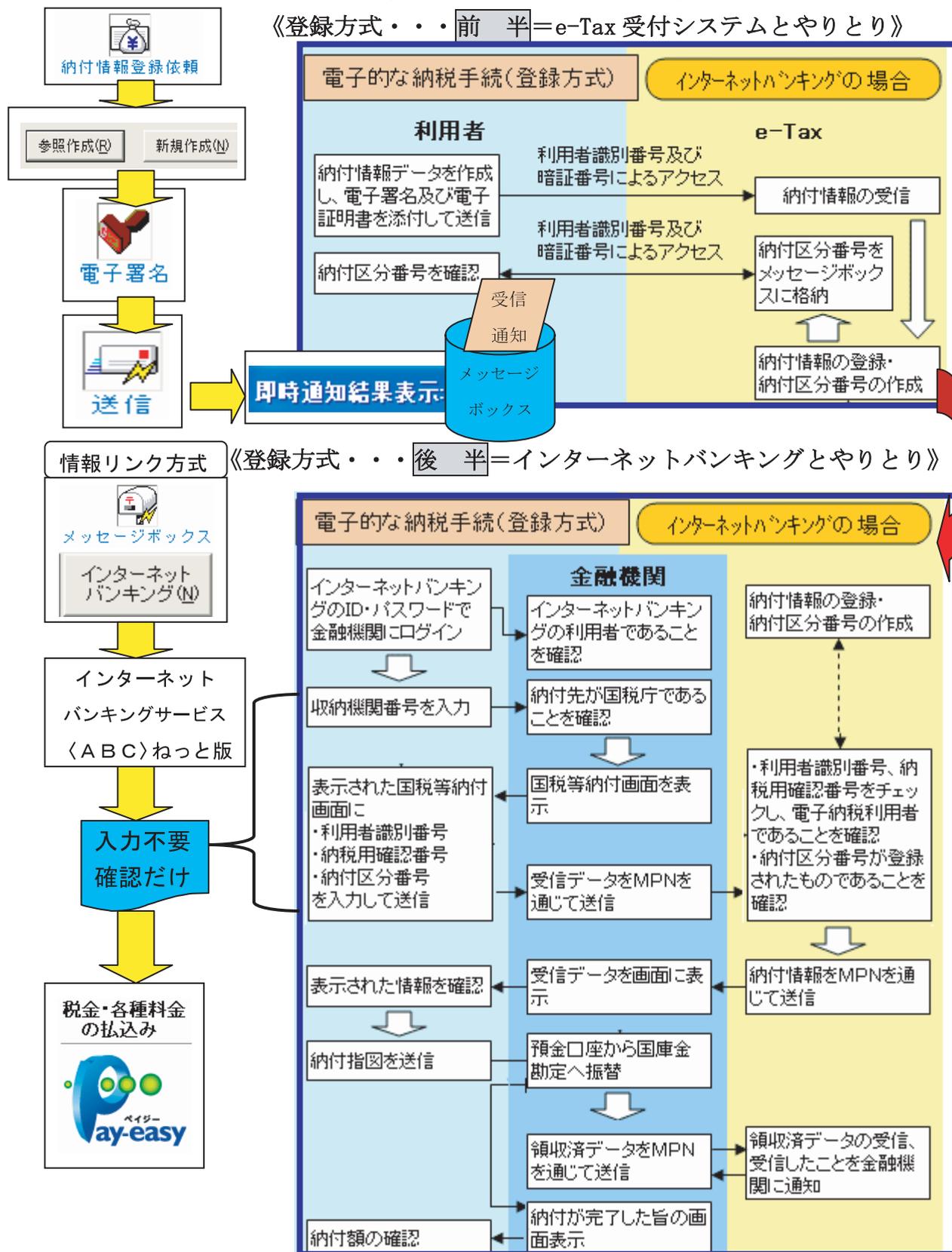
	登録方式	入力方式
対象税目	全税目	法人税・申告所得税・消費税
納付可能な税務署	開始届出書を提出した税務署以外の税務署へも納付可能	開始届出書を提出した税務署のみ (管轄税務署のみ)
金融機関のチャンネル	インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM	
電子証明書の添付・パソコン	必要 (e-Tax に納付情報を登録)	不要 (納付目的コードを使用)
届出書の提出区分	申告納税等手続	特定納税専用手続

開始届出書提出時に「特定納税専用手続」を選択された方は、入力方式しか利用できません。利用可能時間は、e-Tax の電子納税の利用可能時間内で、かつ、納税手続を行う金融機関のシステム（インターネットバンキングや ATM 等）が稼働している時間となります。また、国税の納付の時期は、日本銀行の代理店である金融機関において国庫金勘定への振替処理を行った時点で納付の効果が発生することになります。電子納税では、現在の納付書による納税と同様、振替のための手数料は必要ありません。（インターネットバンキングの利用手数料については、それぞれの取引金融機関でご確認ください。）



### (1) 納税手続（登録方式）

登録方式では、全税目（本税及び附帯税）の納税が可能です。登録方式による納税手続（源泉所得税（自主納付分）を除きます。）の手順は、次のとおりです。



なお、利用する金融機関によっては、収納機関番号や利用者識別番号などを入力することなく、

メッセージボックスからインターネットバンキングの税金・各種料金払込みにリンクして納付ができる「情報リンク方式」が利用できる金融機関もあります。この方式を利用する場合は、「納付区分番号通知確認」の「メール詳細」画面内に表示されている「インターネットバンキング」というボタンをクリックし、画面の案内に従い自身の取引金融機関を選択すると、「税金・料金払込」(ページ)にリンクしますので、「画面に表示された納付内容を確認」して納付を行うことになります。

**ページーとは？**


サービス内容について

**いつでも、どこでも簡単に支払えるシステム：ページーとは 公共料金や税金、航空券やクレジット、インターネットショッピングなど様々な料金をパソコン、携帯電話、ATMなどで支払うことが出来るサービスです。**

**■ 利用する私たちにどんなメリットがあるの？**

好きなときに好きな場所で公共料金、税金や様々な料金を払えることがメリットです。これまで、公共料金などの様々な料金を支払う時には、請求書を持って銀行の窓口やコンビニエンスストアに行って、支払わなければなりませんでしたが、税金の場合には、納付書を持って銀行窓口や役所に行きます。銀行や役所の窓口は午後3時には閉まってしまいます。コンビニエンスストアで支払うことができますが、いつもそんなに現金を持ち歩いている訳ではありません。でも、パソコンや携帯を使えば、いつでも、どこでも支払うことができます。(※1) 一部のATMも対応済みです。(※2)

※1 お取引されている金融機関とのインターネットやモバイルバンキング契約は必要です。  
 ※2 利用可能なATMにはPay-easyマークが表示されています。

## (2) 納税手続 (入力方式)

入力方式は、申告所得税、法人税及び消費税の3税目の納付だけが行えます。手順は、事前に納付情報の登録を行っていないため、インターネットバンキング等を利用して納付指図をする際に、登録方式において使用する納付区分番号に対応する次の納付目的コードを利用者自身で作成して、納付金額と併せて入力します。

### ①納付目的コードの作成

入力方式による電子納税を行う際に必要な納付目的コードは、利用者自身が「税目番号、申告区分コード、元号コード、課税期間」を次頁の各番号を組み合わせることにより作成します。

### ②納税地等に異動があった場合の注意事項

入力方式の場合に、納税者情報に変更がある場合は、書面(納付書)で納付していただくか、税務署側の異動等処理が完了してから電子納税していただくことが必要です。

### ③入力方式での入力項目と納付金額の入力方法 (金融機関のシステムへの入力項目)

金融機関のシステムでの欄の名称	対応する e-Tax の番号等
「収納機関番号」欄	収納機関番号 (00200)
「納付番号」欄	利用者識別番号
「確認番号」欄	納税用確認番号
「納付区分」欄	納付目的コード
「金額」欄	申告等により納付すべき金額

入力方式では、ATM 等の画面に利用者識別番号等の各種番号を入力した後に、納付する金額を利用者ご自身で入力していただきます。

(A)税目番号	+	(B)申告区分コード	+	(C)元号コード	+	(D)課税期間(和暦)
---------	---	------------	---	----------	---	-------------

(A) 税目番号

税目	税目番号
申告所得税	020
法人税	030
消費税及び地方消費税	300

※ 上記3税目以外の税目は、納付内容の事前登録を行い、登録により通知される「納付区分番号」を使用して電子納税を行ってください。

(B) 申告区分コード

申告区分	申告区分コード
予定納税1期分	1
予定納税2期分	2
中間申告	3
確定申告	4
修正申告	5
更正	6
決定	7
予納	8
その他	9

※「予納」は法人税に限られます。

(C) 元号コード

元号	元号コード
昭和	3
平成	4

(D) 課税期間

申告所得税	納付される申告年分を和暦で入力 (例) 平成16年分の場合 ⇒ 年分のみ「16」と入力
法人税	納付される事業年度の始期6けたを和暦で入力 (例) 事業年度が平成15年4月1日～平成16年3月31日の場合 ⇒ 「150401」と入力
消費税及び地方消費税	納付される課税期間の始期6けたを和暦で入力 (例) 事業年度が平成15年6月1日～平成16年5月31日の場合 ⇒ 「150601」と入力

【納付目的コードの作成例】

(1) 申告所得税の平成16年確定申告分の納付目的コード  
⇒ 0204416  
【税目番号 020 + 申告区分コード 4 + 元号コード 4 + 課税期間 16】

(2) 法人税の事業年度平成15年4月1日～平成16年3月31日確定申告分の納付目的コード  
⇒ 03044150401  
【税目番号 030 + 申告区分コード 4 + 元号コード 4 + 課税期間 150401】

### (3) 納税手続（源泉所得税の納付手続）

#### ①源泉所得税の納付手続

源泉所得税（自主納付分）は、登録方式により、以下の手順で徴収高計算書データを作成して納付手続を行います。

イ 現在の所得税徴収高計算書の様式に準じた入力画面に必要事項を入力することで徴収高計算書データを作成します。例えば、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書データの場合、以下の項目が入力項目となります。

- (イ) 会計年度、税務署名
- (ロ) 納付の目的、支払年月日、支払確定年月日、人員、支給額、税額
- (ハ) 年末調整による不足税額、年末調整による超過税額、本税、延滞税、合計額
- (ニ) 徴収義務者の住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号

(ホ) 摘要

ロ イで作成したデータについて、電子署名及び電子証明書を添付の上、e-Tax に送信します。

ハ e-Tax にログインし、受信通知より納付区分番号等を取得します。

ニ 以降は、(1) 納税手続(登録方式)の《登録方式…後半=インターネットバンキングとやりとり》と同様の手続となります。

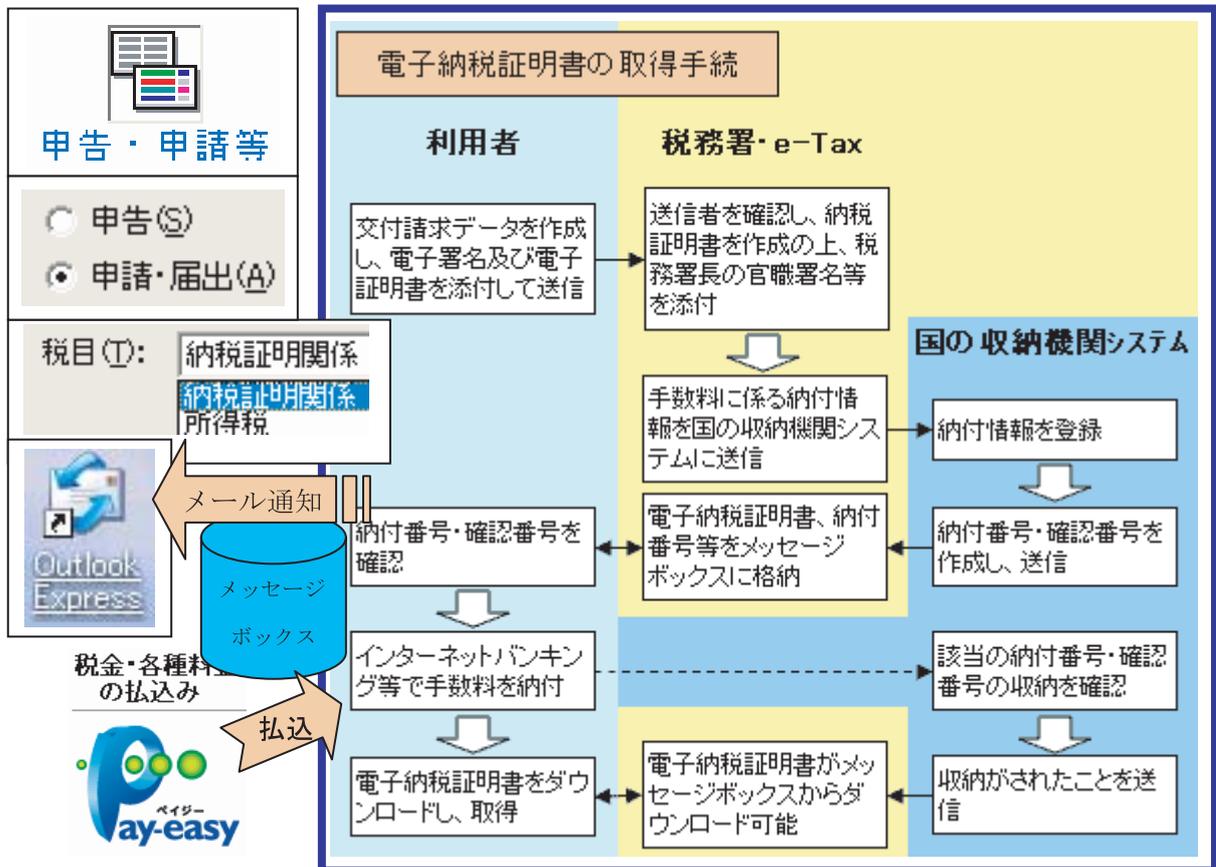
The screenshot shows a tax payment summary table with the following data:

区分	納付区分番号	納付期間	納付額	延滞税	合計額
雑給・給料等(01)	16 125 ~ 625	6	600,000	6,000	6,000
積立区分番号(02)	16 125 ~ 625	1	150,000	12,780	12,780
白紙納税者の積立(05)					
退職手当等(07)					
税理士等の報酬(08)					
積立区分番号(09)					
前上の支払確定年月					
本板				18,780	
延滞税					
合計額					18,780

A callout box on the left says: "紙の場合の感覚とほとんど同じです" (The feeling is almost the same as in the paper case).

(4) 納税証明手続

①基本的な事項



②電子納税証明書の交付請求

利用者の方が、電子的な納税証明書の交付請求書(以下「交付請求データ」といいます。)を

e-Tax に送信するまでの手続は、「申告・申請等手続」と同様です。

ただし、特定納税専用手続利用者は、電子納税証明書の交付請求はできません。

### ③手数料の納付等

イ e-Tax は、国の収納機関システムから納付番号・確認番号の発行を受け、これを納税証明書発行受付結果（電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知）として電子納税証明書とともに利用者のメッセージボックスに格納します。

ロ 利用者は、メッセージボックスにアクセスして発行指示を行い納付番号・確認番号を取得し、その納付番号・確認番号及び収納機関番号（00100）を使用して、インターネットバンキング等により、手数料を納付します。なお、手数料の納付は、ペイジーで行う必要があります。

ハ e-Tax では、この手数料が納付済みとなったことが確認された時点で、利用者が、メッセージボックスから電子納税証明書をダウンロードすることを可能とします。

ニ 電子納税証明書は、メッセージボックスに納税証明書発行受付結果が格納された日から 90 日間保存します。この期間を過ぎると、再度交付請求を行っていただく必要があります。

ホ 手数料の電子納付ができる期間は、納税証明書発行受付結果がメッセージボックスに格納された日から 30 日間としています。

### ④発行する電子納税証明書

電子納税証明書のフォーム（画面イメージ）は、書面の納税証明書とほぼ同様ですが、書面の場合に「納税証明書（その 1）」等となっている名称部分が、電子納税証明書のフォームでは「納税証明データシート」となります。また、スタイルシートには、財務省運用支援認証局の電子署名用証明書による署名をしております。電子納税証明書は、**電子データが原本**であり、その電子納税証明書を紙に出力したものは原本ではありません。

### ⑤電子納税証明書の有効期限

電子納税証明書自体には、有効期限はありません。電子商取引上では通常添付されている電子証明書の有効期間の満了日をもって有効期限とされていますので、電子納税証明書についても、その提出先の取扱いとして、添付されている官職証明書の有効期限をもって電子納税証明書自体の有効期限とされる可能性があります。

### ⑥電子納税証明書の種類

電子化する納税証明書は、次のとおりです。

イ 納税証明書（その 1）・・・税額の証明

ロ 納税証明書（その 2）・・・所得金額の証明

ハ 納税証明書（その 3）・・・未納の税額がないことの証明

（注）納税証明書（その 3）には、その 3 の 2 及びその 3 の 3 を含みます。

## 2 納付情報登録と電子納税の実務（「情報リンク方式」の実例）

### （1）前提条件と 2 つの電子納税

電子納税を行うには、予め金融機関とインターネットバンキング契約を締結しておく必要があります。また「納付情報登録依頼」で「参照作成（R）」を行うためには、すでに電子申告をした申告書のデータ（事例では消費税）が必要です。このデータが自動的に記入され、確認作業だけ

で先に進めます。なお、源泉所得税（自主納付分）の電子納税については、徴収高計算書を作成し、送信すると同時に納付情報登録も完了するため、新規に納付情報登録依頼を作成する必要はありません。

## (2) 消費税等の電子納税手続実例

納付情報登録依頼

メニューボタン 納付情報登録依頼可能申告一覧

作成手順

利用者選択 納付情報登録を依頼する申告を選択の上、[参照作成]を押してください。  
表示されている申告以外に納付情報登録依頼を作成する場合には[新規作成]を押してください。  
なお、源泉所得税(自主納付分)については、納付情報登録依頼を作成する必要はありません。

作成

納付情報登録 納付情報登録依頼可能申告一覧(L):

申告名称	税目	手続...	帳票数	氏名又...	提出先	納付金額	更新日時
平成15年分確定申告	消費税	申告	2	日税 太郎	名古屋中	1,200,000	2004-02-23

現在の帳票: 納付情報登録依頼 **納付情報登録依頼**

<p>利用者識別番号 1002050311503112</p> <p>納付先 名古屋中 <input type="button" value="提出先選択"/></p> <p>住所(所在地) 名古屋市中村区名駅2丁目1-4</p>	<p>税目 消費税及地方消費税</p> <p>課税期間(自) 平成 15 年 1 月 1 日</p> <p>課税期間(至) 平成 15 年 12 月 31 日</p> <p>申告区分 確定申告</p> <p>中間区分</p> <p>中間納付回数</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>本税</td><td style="text-align: right;">1,200,000</td><td>円</td></tr> <tr><td>加算税</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>重加算税</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>利子税</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>延滞税</td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">1,200,000</td><td>円</td></tr> </table>	本税	1,200,000	円	加算税		円	重加算税		円	利子税		円	延滞税		円	合計	1,200,000	円
本税	1,200,000	円																	
加算税		円																	
重加算税		円																	
利子税		円																	
延滞税		円																	
合計	1,200,000	円																	

確認するだけ!

受信通知 ← 即時通知 ← **5** 送信 ← **4** 電子署名

作成手順 メッセージボックス

利用者選択 確認するメッセージを選択の上、[詳細表示]を押してください。

作成

納付情報登録 メッセージボックス(L):

未読/既読	手続名	氏名又は名称	申告・申請等受付日時	受付番号
☑	納付情報登録依頼	日税 太郎	2004/03/22 09:36:30	20040322093630775218

メッセージボックス

メニューボタン

- 作成手順
- 利用者選択
- 作成
- 納付情報登録
- 電子署名
- 送信

メッセージボックス

メッセージボックス

**納付区分番号通知確認**

メール詳細(納付区分番号通知)  
送信された申告等データを受け付けました。なお、後日内容について担当職員から確認させていただく場合がありますので、ご了承願います。

利用者識別番号	1002050311503112
氏名又は名称	日税 太郎
受付番号	20040322093630775218

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。(控えを取るか、印刷されることをお勧めします。)

収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納税用確認番号を入力してください。 <b>7</b>

受付システムに接続中(SSL)

確認メッセージ表示: SC00X020 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り メディア

アドレス(D) C:\Program Files\etax\Temp\CLFAC0.html

これより先は受付システムより外のサイトです。  
したがって、国税庁がセキュリティで保護する範囲から  
出るようになりますので、自己責任に基づいて進んでください。

**1**

インターネットバンキング終了後、この画面を閉じてください。

電子納付情報Webサイト  
お手続き(1)

**金融機関の種別を選択してください**

ご利用になる金融機関の種別を選択してください。

<input type="button" value="銀行、信託銀行"/> <b>2</b>
信用金庫
信用組合
農協・漁協(農林中央金庫)
郵便貯金
労働金庫

お手続きフロー

お手続きの手順をご案内します。赤字で表示されている箇所が、現在表示中のページです。

- (1) **金融機関種別の選択**
- (2) 金融機関の頭文字選択
- (3) 金融機関名選択

各金融機関のインターネットバンクへ

## 金融機関の頭文字を選択してください

ご利用になる金融機関の頭文字をクリックしてください。英字で始まる金融機関の場合は、「英字」をクリックしてください。

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
	り		み	ひ	に	ち	し	き	い
3	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
	れ		め	へ	ね	て	せ	け	え
	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お

英字

### 頭文字を選択すると？

金融機関の頭文字を選択すると、該当する金融機関の一覧が表示されます。ご利用になる金融機関を選択すると、その金融機関のインターネットバンキングへ移動します。

## 金融機関を選択してください

金融機関の名称をクリックすると、金融機関のインターネットバンキングにジャンプします。

千葉銀行	4
中京銀行	
中国銀行	

### 金融機関を選択すると？

金融機関名を選択すると、各金融機関のインターネットバンキング画面が表示されます。所定の手続きを行ってください。選択するとこの画面に戻ることはできませんので、お間違いになりませんようお願い致します。

## インターネットバンキングサービス 〈中京〉ねっと版

ログインID・パスワードを取得済の方

〈中京〉**アイネット**  
date:2004/03/22 time:09:45

ログインID :

ログインパスワード :

ログイン

ログインID : NITHIZEI04

ログインパスワード :

ログイン

## 〈中京〉ねっと版 税金・各種料金の払込み



### 【払込先情報】

払込先	納付番号	お名前
豊橋税務署	1002050311503112	ニチゼイタロウ

### 【払込書情報】

払込内容	消地15/01/01確定	払込金額	¥1,200,000
------	--------------	------	------------

払込金額合計 ¥1,200,000

上記の内容でよろしければ、「次へ」ボタンを押して下さい。

次へ

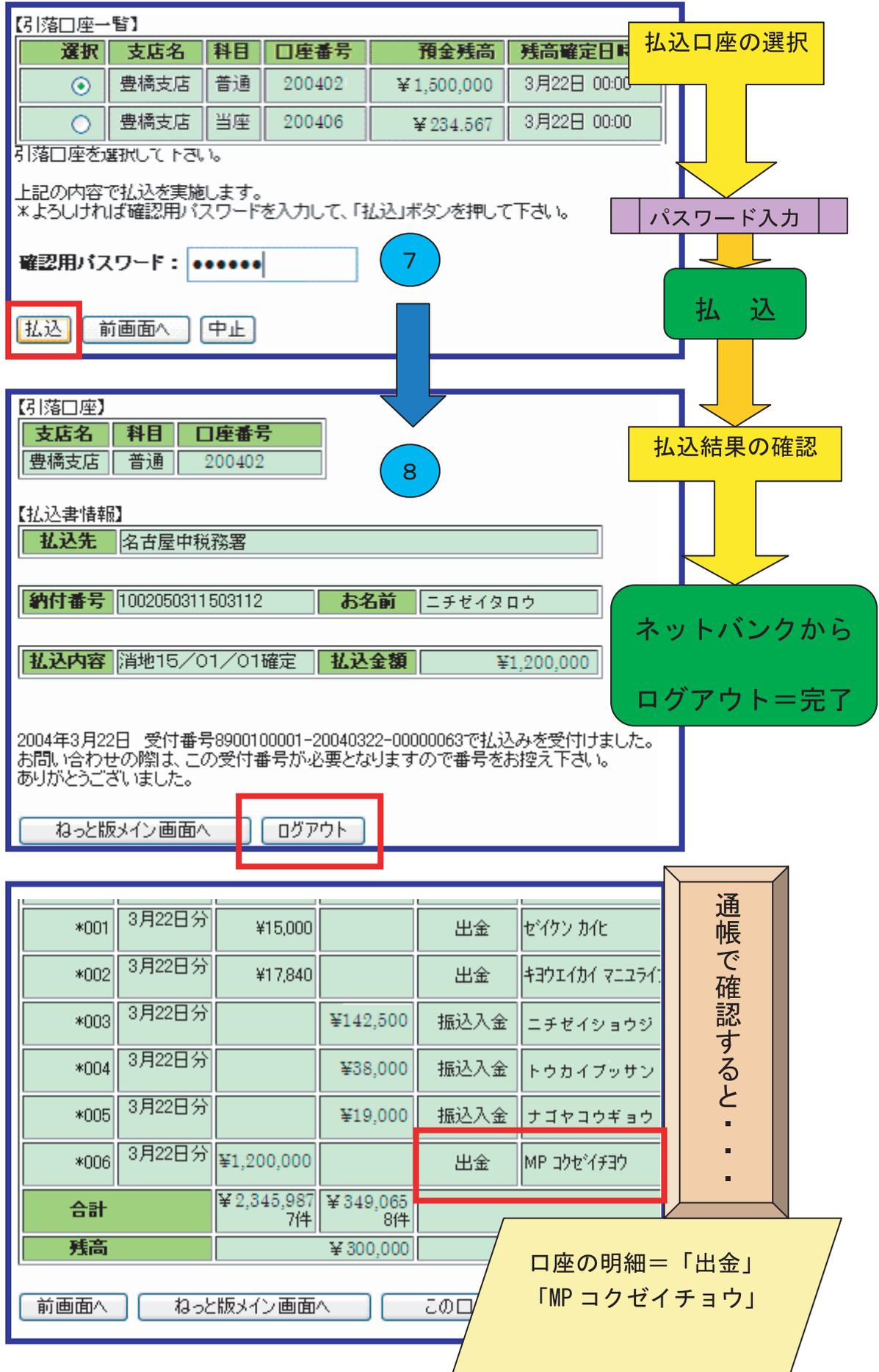
中止

ネットバンクへ  
ログイン

納付情報の確認  
= 払込金額等

次へ

払込口座の選択



### (3) 源泉所得税の電子納税手続

申告・申請等

メニューボタン

作成手順

利用者選択

作成

申告・申請等

添付書類

ごみ箱

申告・申請等一覧

申告・申請等の作成 (1/3: 種類・税目)

作成する手続の種類を選択してください。

申告(S)

申請・届出(A)

作成する申告・申請等の税目を選択してください。

税目(T):

作成する帳票の種類を選択してください。

納税証明関係  
所得税  
消費税  
法定調書関係  
源泉所得税  
酒税  
揮発油税

- ①メニューボタンの「申告・申請等」
  - ②「申請・届出」
  - ③「源泉所得税」
  - ④「徴収高計算書関係」
- 以下、⑤、⑥、⑦、⑧の画面へ進み、⑨の画面で作成（入力）

帳票選択: SC00C090

帳票を選択の上、[OK]を押してください。  
帳票は一度に複数選択できます。  
[帳票表示]を押すことにより、帳票のイメージが表示され確認することができます。

選択可能帳票一覧(L):

徴収高計算書関係

開設・廃止・移転、納期の特例承認関係

非課税貯蓄申告書関係

帳票選択: SC00C090

帳票を選択の上、[OK]を押してください。  
帳票は一度に複数選択できます。  
[帳票表示]を押すことにより、帳票のイメージが表示されます。

選択可能帳票一覧(L):

徴収高計算書関係

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)

報酬・料金等の所得税徴収高計算書

申告・申請等の作成 (2/3: 帳票): SC00C070

[選択]を押して、作成する帳票を選んでください。  
作成する帳票の選択が終わりましたら、[次へ]を押してください。

作成する帳票(R):

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)

選択(S)

次へ(N) >

申告・申請等の作成 (3/3: 名称): SC00C080

作成する申告・申請等に任意の名称を入力してください。  
ここで入力した名称は、作成後に変更することができます。  
(例: 平成〇〇年分確定申告)

申告・申請等名(S): 平成16年3月分源泉所得税

作成する申告・申請等の内容(R)

手続の種類  
申請・届出書

税目  
源泉所得税

作成する帳票  
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)

戻る(B) OK キャンセル ヘルプ

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。  
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

利用者識別番号(必須): 102050311503112

提出先税務署(必須): 提出先設定

追加提出先税務署: 提出先追加

提出年月日: 平成 年 月 日

「名称」を入力

「税務署」選択  
提出年月日の入力

e-Taxソフト - 平成16年3月分源泉所得税 - 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般): SC00E030

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ヘルプ(H)

現在の帳票: 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書

32309 平成年度 15 税務署名 名古屋中 税務署番号

区分	年度	年月日	人	金額
産給・給料等 (01)	平成	16 3 25	5	2,200
損金類分償与 (02)	平成			
日雇労働者の賃金 (06)	平成			
退職手当等 (07)	平成			
税理士等の報酬 (08)	平成			
益金類分償与 (03)	平成			
同上の支払確定年月日	平成			

住所 (所在地) 名古屋市市中村区名駅2丁目14-19 (電話) 0532 - 48 - 0480

氏名 (氏名) 日税 太郎

年次額数による年定額数 (04) 本税 123,450

年次額数による超過額数 (05) 延滞税

合計額 123,450

徴収高計算書を作成し、送信すると同時に納付情報登録も完了するため、新規に納付情報登録依頼を作成する必要はありません。

手書と同じ要領



これより先は受付システムより外のサイトです。したがって、国税庁がセキュリティで保護する範囲から出ることになりますので、自己責任に基づいて進んでください。

インターネットバンキング終了後、この画面を閉じてください。

インターネットバンキング(N)

金融機関の種別を選択してください

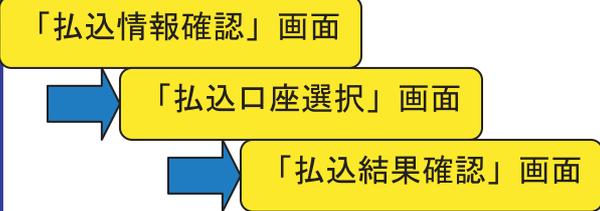
金融機関の頭文字を選択してください

金融機関を選択してください

《取引ネットバンクへ》

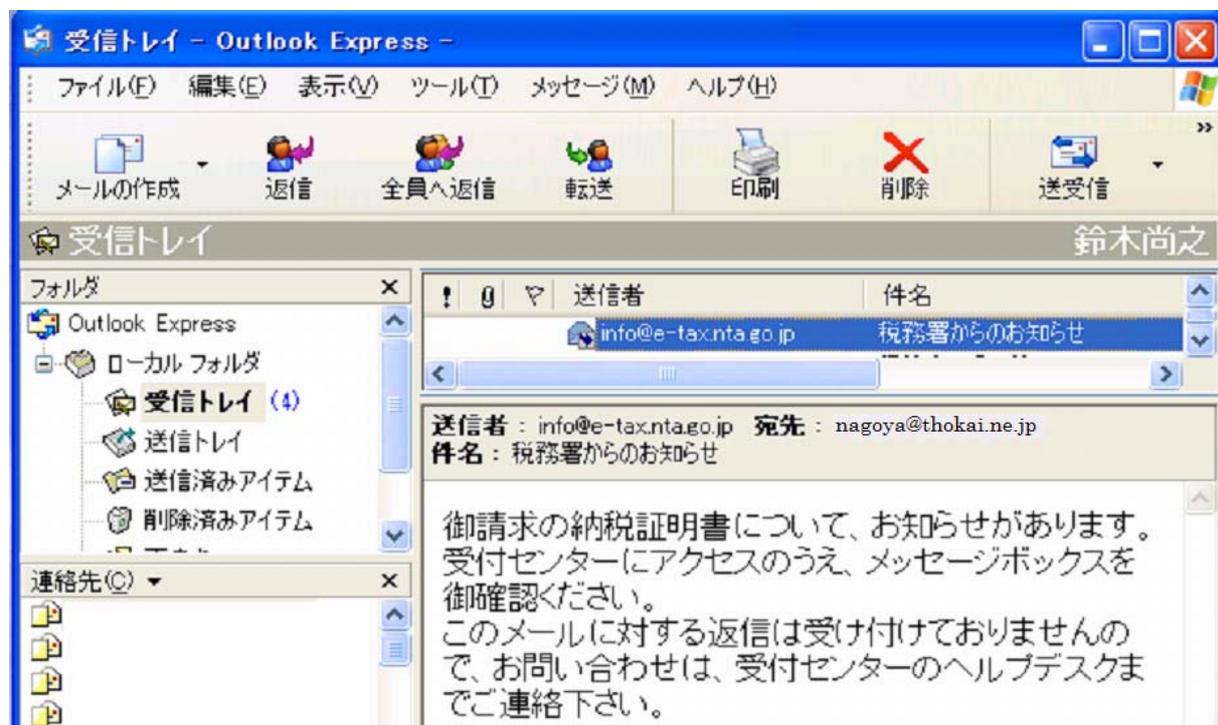
ログインID : NITHIZEI04

ログインパスワード : ●●●●●●●●



## 《 参 考 》

### ①税務署から「電子納税証明書の発行確認」通知のお知らせメール



### ②「電子納税証明書」のデータシート（縮小画面）

納 税 証 明 デ ー タ シ ー ト	
(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」 について未納税額のない証明用)	
住 所(所在地)	豊橋市今橋町1番地
氏 名(名 称)	豊橋 三郎
1 申告所得税について未納の税額はありません。	
2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。	
06139-M-000366	
平成16年 5月 6日	
豊橋税務署長	
この「納税証明データシート」は、「納税証明書」ではありません。	
電子納税証明書のデータファイルが法令に定める「納税証明書」となります。	

## ③ 「電子納税証明書」の署名検証結果・証明書情報

